

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

キャッシュレス決済導入業務委託（庁舎等窓口）業務委託について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、このプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承諾の上、参加の申し込みをすること。

令和6年3月25日

川口市長 奥ノ木 信夫



1 業務概要

(1) 業務名

キャッシュレス決済導入業務委託（庁舎等窓口）

(2) 履行場所

川口市の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙「キャッシュレス決済導入業務委託仕様書」のとおり

(5) 見積限度額

51,906,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※導入経費及び運営経費等（運用開始月～令和9年3月31日の計）の合計とし、  
決済手数料は含まない。

(6) 実施方式

公募型

2 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和6年4月10日（水）現在において以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 原則として、令和5・6年度川口市物品入札参加資格者名簿に登録があること。（同名簿に登録されていない者が優先交渉権者となった場合は、随意契約の交渉の際に別途の調査を行う。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

(3) 本業務の通知日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止又は埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱

に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 本業務の通知日から審査結果の通知の日までの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外又は埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく会社更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始または破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者の参加（共同提案）も下記の要件を満たす場合に限り認める。
  - ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
  - イ 代表事業者又は構成員が本公募の他の応募者の代表事業者又は構成員でないこと。
  - ウ 構成事業者全てが、上記（1）～（7）の参加資格を満たしていること。

### 3 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 実施要領・仕様書の公表<br>(市HP掲載) | 3月25日(月)～4月18日(木) 17時まで |
| 参加申込書、提案書等に関する質問受付     | 3月25日(月)～4月 1日(月) 17時まで |
| 質問に対する回答(市HP掲載)        | 4月 4日(木)                |
| 参加申込書等の提出              | 3月25日(月)～4月10日(水) 17時まで |
| 参加資格の確認結果通知            | 4月15日(月)                |
| 提案書等の提出                | 3月25日(月)～4月18日(木) 17時まで |
| 審査(ヒアリング)              | 4月30日(火)                |
| 選定結果通知                 | 5月 7日(火)                |

### 4 選定方法及び評価項目

#### (1) 選定方法

提出された参加申込書等及び提案書等に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

#### (2) 評価項目

- 業務実施体制
- 提案内容
- 費用

○要件審査

○加点

5 手続き等

(1) 担当部署

川口市 企画財政部 企画経営課 行革推進係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-271-9427 FAX 048-258-1203

メールアドレス 040.05020@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 仕様書等関連情報の公開

下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。

令和6年3月25日(月)～4月18日(木)

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01020/010/19/44469.html>

6 その他

詳細は、実施要領及び仕様書による。